

平成30年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

平成30年1月29日

上場会社名 弁護士ドットコム株式会社 上場取引所 東
 コード番号 6027 URL https://corporate.bengo4.com/
 代表者 (役職名)代表取締役社長 (氏名)内田 陽介
 問合せ先責任者 (役職名)執行役員管理部長 (氏名)松浦 啓太 (TEL) 03(5549)2555
 四半期報告書提出予定日 平成30年2月13日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 有 (機関投資家・アナリスト向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成30年3月期第3四半期の業績（平成29年4月1日～平成29年12月31日）

(1) 経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
30年3月期第3四半期	1,679	43.0	400	43.2	400	43.2	251	41.1
29年3月期第3四半期	1,174	51.0	279	27.6	279	28.2	178	33.4

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
30年3月期第3四半期	11.41	11.29
29年3月期第3四半期	8.21	8.00

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
30年3月期第3四半期	1,702	1,457	85.5
29年3月期	1,423	1,179	82.9

(参考) 自己資本 30年3月期第3四半期 1,456百万円 29年3月期 1,179百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
29年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
30年3月期	—	0.00	—		
30年3月期(予想)				0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成30年3月期の業績予想（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	2,240	35.2	500	22.7	500	22.2	310	20.2	14.20

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

- (1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無
- (2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
 - ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 - ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 - ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	30年3月期3Q	22,140,000株	29年3月期	21,824,400株
② 期末自己株式数	30年3月期3Q	138株	29年3月期	138株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	30年3月期3Q	22,066,738株	29年3月期3Q	21,728,538株

(注) 当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「発行済株式数（普通株式）」を算定しております。

※ 四半期決算短信は四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件および業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料P. 2「1. 当四半期決算に関する定性情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	6
(セグメント情報等)	6
(重要な後発事象)	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果等による、企業収益や雇用情勢の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米国新政権の政策動向の影響、北朝鮮の地政学的リスク等、海外経済の不確実性が高まり、先行きは不透明な状況にあります。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット利用人口は平成28年9月末時点で10,084万人（前年比0.4%増）、人口普及率は83.5%（前年比0.5%増）、と高い水準を維持しております。また、平成29年9月末時点の移動系通信の契約数は、1億6,929万回線（前期比0.6%増）と増加が続いております。（出所：総務省「平成28年通信利用動向調査」「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成29年度第2四半期（9月末））」）。

このような事業環境のもと、当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じた、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めた結果、平成29年12月における月間サイト訪問者数は946万人（前年同月比22.3%増）となりました。これにより、当第3四半期会計期間末時点の会員登録弁護士数が14,515人（前年同月比19.7%増）、そのうち、弁護士マーケティング支援サービスの有料会員登録弁護士数が3,644人（前年同月比22.6%増）となりました。また、「弁護士ドットコム」の有料会員サービスの有料会員数が126,623人（前年同月比38.3%増）となり、各サービスの会員数の増加が順調に推移しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は1,679百万円（前年同期比43.0%増）、営業利益400百万円（前年同期比43.2%増）、経常利益400百万円（前年同期比43.2%増）、四半期純利益251百万円（前年同期比41.1%増）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第3四半期会計期間末の総資産は1,702百万円となり、前事業年度末と比較して278百万円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が増加したこと等によるものであります。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、1,461百万円となり、前事業年度末と比較して232百万円の増加となりました。これは主に現金及び預金が増加(前事業年度比164百万円増加)、および売掛金が増加(前事業年度比68百万円増加)したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末の固定資産は、241百万円となり、前事業年度末と比較して46百万円の増加となりました。これは主に建物が増加(前事業年度比1百万円増加)、ソフトウェアが増加(前事業年度比33百万円増加)、ソフトウェア仮勘定が増加(前事業年度比6百万円増加)、長期前払費用が増加(前事業年度比2百万円増加)、および繰延税金資産が増加(前事業年度比3百万円増加)したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、244百万円となり、前事業年度末と比較して1百万円の増加となりました。これは主に未払金が増加(前事業年度比3百万円増加)、未払費用が増加(前事業年度比9百万円増加)、未払法人税等が減少(前事業年度比23百万円減少)、未払消費税等が減少(前事業年度比6百万円減少)、前受金が増加(前事業年度比11百万円増加)、および預り金が増加(前事業年度比5百万円増加)したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末の固定負債はありません。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は、1,457百万円となり、前事業年度末と比較して277百万円の増加となりました。これは主に資本金が増加(前事業年度比12百万円増加)、資本準備金が増加(前事業年度比12百万円増加)、および利益剰余金が増加(前事業年度比251百万円増加)したこと等によるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

平成29年5月15日に公表いたしました平成30年3月期の業績予想に変更はありません。

2. 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	974,258	1,138,982
売掛金	230,623	299,558
貯蔵品	169	318
前払費用	21,730	18,324
未収入金	410	410
繰延税金資産	6,905	7,000
その他	155	5,677
貸倒引当金	△5,849	△8,988
流動資産合計	1,228,402	1,461,285
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	28,702	30,244
工具、器具及び備品（純額）	20,576	21,518
有形固定資産合計	49,279	51,762
無形固定資産		
ソフトウェア	82,902	116,065
ソフトウェア仮勘定	4,663	10,923
特許権	11	10
商標権	309	317
無形固定資産合計	87,886	127,316
投資その他の資産		
敷金及び保証金	47,881	46,873
長期前払費用	874	3,150
繰延税金資産	8,221	11,950
投資その他の資産合計	56,977	61,974
固定資産合計	194,142	241,053
繰延資産		
株式交付費	1,128	—
繰延資産合計	1,128	—
資産合計	1,423,674	1,702,338
負債の部		
流動負債		
未払金	57,353	60,491
未払費用	13,668	23,476
未払法人税等	105,993	82,490
未払消費税等	46,049	39,133
前受金	7,423	19,094
預り金	13,185	18,895
その他	77	1,304
流動負債合計	243,750	244,886
負債合計	243,750	244,886

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	422,503	434,811
資本剰余金	388,197	400,505
利益剰余金	369,010	620,896
自己株式	△95	△95
株主資本合計	1,179,616	1,456,119
新株予約権	307	1,333
純資産合計	1,179,924	1,457,452
負債純資産合計	1,423,674	1,702,338

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	1,174,481	1,679,111
売上原価	128,232	198,764
売上総利益	1,046,248	1,480,346
販売費及び一般管理費	766,916	1,080,213
営業利益	279,332	400,133
営業外収益		
受取利息	30	5
違約金収入	—	150
助成金収入	2,100	1,000
雑収入	21	701
営業外収益合計	2,152	1,856
営業外費用		
株式交付費	1,259	1,128
支払手数料	282	7
営業外費用合計	1,542	1,136
経常利益	279,942	400,853
特別利益		
新株予約権戻入益	—	316
特別利益合計	—	316
特別損失		
固定資産除却損	27	1,524
特別損失合計	27	1,524
税引前四半期純利益	279,915	399,645
法人税、住民税及び事業税	97,936	151,584
法人税等調整額	3,418	△3,824
法人税等合計	101,354	147,760
四半期純利益	178,560	251,885

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年1月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしました。

新株予約権の発行要項

1. 銘柄 弁護士ドットコム株式会社 第11回新株予約権

2. 新株予約権の内容

(1) 発行

44個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式4,400株とし、下記（4）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、3,100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 発行価額の総額

7,295,200円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,627円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が提出した平成30年3月期から平成34年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が金10億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌日以降、以下の区分に従って、割り当てられた数の本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に25%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。

(b) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に50%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。

(c) 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に75%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。

(d) 平成34年4月1日から平成41年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員 1名 44個 (4,400株)